

協和苑 短期入所生活介護事業所運営規程

社会福祉法人 三重高齢者福祉会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三重高齢者福祉会が設置運営する短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は介護職員等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上必要な援助及び機能訓練、栄養指導等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 協和苑 短期入所生活介護事業所

所在地 三重県松阪市上川町 3821 番 2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は事業所の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医 師 1 名以上（委託医）

利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 1 名以上

生活相談員は、短期入所生活介護の利用の申込み、利用者の生活指導及び処遇に係る調整、介護職員等に対する技術指導、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画の作成等を行う。

(4) 介護職員 16 名以上（常勤換算）

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(5) 看護職員 1 名以上（常勤換算）

利用者の健康状態の把握、保健衛生及び看護業務を行う。

(6) 栄養士 1 名以上

食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1 名以上（看護職員兼務）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 事務職員 1 名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 終日営業

(利用者の定員)

第6条 事業所で1日の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員を49名(多床室46名、従来型個室3名)とする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴及び清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着脱、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション行事等のサービス提供

2 第7条における通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までの距離数に応じた額を徴収する。

3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- (1) 滞在費(居住費)
- (2) 食費
- (3) 理美容代 実費
- (4) その他(日常生活費の内、利用者負担が適当と認められるもの)

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、松阪市・明和町・多気町・勢和村とする。

(緊急時及び非常災害時等における対応方法)

第9条 従業者は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 従業者は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を実施中に、非常災害、事故が生じたときは利用者を迅速に避難誘導及び救出救護を行う等速やかに必要な措置を講ずること。

3 非常事態の発生時に迅速かつ適切な行動が出来るよう、防災計画を作成し避難、救出消防等の総合防災訓練等を年間2回実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3号に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 施設は虐待等が発生した場合、速やかに市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査に協力するよう努める。

(苦情処理)

第11条 提供した短期入所介護及び介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第12条 利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 短期入所生活介護事業所は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者または、家族の秘密を保持する。

3 従業者は業務上知り得た利用者または、家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 短期入所生活介護に関する記録を整備し、2年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人三重高齢者福祉会と当事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

1 この規程は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 10 月 1 日より介護保険制度改正に伴う利用料の改定により変更を行う。)

2 この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(介護保険制度改正等に伴う改正)

3 この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(介護保険制度改正に伴う改正)

4 この規程は平成 23 年 11 月 1 日から施行する。(第 4 条 従業者の員数変更)

5 この規程は平成 25 年 1 月 1 日から施行する。(第 4 条 従業者の員数変更)

6 この規程は平成 25 年 5 月 1 日から施行する。(第 4 条 従業者の員数変更)

7 この規程は平成 25 年 8 月 1 日から施行する。(第 4 条 従業者の員数変更) 8 この規程は平成 26 年 月 1 日から施行する。(第 4 条 従業者の員数変更)

9 この規程は平成 26 年 11 月 1 日から施行する。(第 4 条 従業者の員数変更)

10 この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条 従業者の員数変更)

11 この規程は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。(第 4 条 従業者の員数変更)

12 この規程は平成 27 年 7 月 1 日から施行する。(第 4 条 従業者の員数変更)

13 この規程は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。(第 8 条 利用料の変更)

14 この規程は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。(第 4 条 従業者の員数変更)

15 この規程は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。(第 8 条 利用料の変更)

16 この規程は令和 5 年 10 月 10 日から施行する。(第 11 条 虐待の防止のための措置に関する事項追加)

17 この規程は令和 6 年 9 月 1 日から施行する。(第 6 条利用者の定員、第 7 条短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等他)